

## 公益財団法人環日本海経済研究所における研究活動に係る行動規範

平成 22 年 4 月 1 日  
平成 22 年 9 月 1 日改正

公益財団法人環日本海経済研究所は、研究活動のさらなる発展のため、以下の行動規範を定める。財団職員は、以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

1 研究員はじめ財団職員は、本財団の研究活動における研究費が補助金や公的研究費などの外部資金により支えられていることを踏まえ、研究費の使用に当たり、関連の法令、通知及び本財団の諸規程等を遵守しなければならない。

2 研究員は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を厳に行ってはならない。

また、研究データや資料等の適切な管理及び保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。

3 研究員は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報保護に努めなければならない。

4 研究員は、研究活動に当たり、産官学連携に伴う利益相反の発生に十分留意しなければならない。

5 研究員は、研究活動において、個人の人格と事由を尊重し、その属性及び思想信条による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。

6 財団職員は、不正行為があった場合はその是正に努めなければならない。また、不正行為が現に行われ、若しくは、行われたことを知った時は、それを放置してはならない。